

陳情第21号	平成24年6月5日受理
付託委員会	総務常任委員会
件名	「中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書」 提出の件
陳情要旨	
<p>私たち中小業者は、地域経済の担い手として、地域の行事活動に積極的に行動し、そして日本経済の発展にも貢献しています。</p> <p>昨年3月11日、東日本大震災と津波により業者の命も奪われました。原発の放射能汚染では、いまだに風評被害により故郷で商いができず、休・廃業などかつてない危機に直面しています。業者同士の励ましと地域でのあきらめない気持ちが復興の道と頑張っています。</p> <p>10月4日に東京で開催された全国業者婦人決起集会には1,700人が集まり、福島県・宮城県による（所得税法第56条廃止を求める意見書、採択が1県37市町村）の発言に励まされました。国会要請行動では衆参合わせ33人が紹介議員になっていただきました。</p> <p>現在、全国で7県と345の自治体が国に意見書を上げる採択をしています。そのうち千葉県では佐倉市、一宮町、大網白里町、勝浦市、御宿町、長生村、大多喜町議会が採択し7自治体となっています。</p> <p>申告納税制度は創設以来既に50年余りを経過していることから、納税者の間に定着していると言われていています。そして納税者環境についても、戦後生まれの世代が壮年期を迎えた今日において、家族関係も変化し、納税者意識もまた大幅に変化しています。そのような中、個人事業者の所得計算において、「親族が事業から受ける対価」の必要経費算入を認めないという所得税法第56条の規定の合理性について、採択された市議会では「この規定はおかしい」との疑問が投げかけられています。</p> <p>国税庁は白色申告者に対して「帳簿をつけていない」という見方をしていますが、現在ではパソコン会計や記帳ノートなどが普及。白色申告者でも記帳に基づいて申告しており、白色と青色申告者の実質的な差はなく、「家族労働の成果について制度上の差別を受けるのは憲法14条「法の下での平等」に違反している」との専門家の指摘もあります。</p> <p>さらに、この条文は働き分を認めないばかりか、民法、労働法や社会保障に</p>	

もかかわる人権問題です。早急に所得税法第56条を廃止し、自家労賃を必要経費として認めることを要求します。つきましては、貴議会が陳情趣旨に基づき、国と関係省庁へ意見書を提出していただくよう、以下の項目を陳情いたします。

#### 記

1. 家族従業者の労働の社会的評価と働き分を認め、一人一人の働き分を認めない所得税法第56条は廃止し、中小業者の自家労賃を認めることを求める意見書を国に提出してください。